平成２６年（フ）第１７４号
群馬県太田市新田木崎町154番地
債務者　染野　雅之
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６７号
新潟県上越市中央１丁目４番８号
債務者　秋山　昭治
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第９７号
新潟県上越市春日野２丁目８番17号　マウントハイツ202号
債務者　秋山　由枝
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第２６０号
静岡県富士宮市山宮932番地の１コーポ山宮201、前住所静岡県富士宮市阿幸地町556番地シティハイムシゲノブ103号
債務者　飯田　郁夫
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３１９号
愛知県一宮市馬見塚西ノ山47番地　ハイツ西ノ山201号
債務者　岩田　啓介
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３３８号
愛知県一宮市泉２丁目12番15号
債務者　岡本　吏加
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２５０号
福岡県久留米市荒木町白口1766番地６　ミカハウスⅢ１－Ｂ
債務者　牟田　幸三
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５１号
福岡県久留米市荒木町白口1766番地６　ミカハウスⅢ１－Ｂ
債務者　牟田　祥子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５９号
長崎県長崎市昭和２丁目５番15号　上田ハイツ201、旧住所長崎県長崎市石神町37番４号野口ハイツ102
債務者　浦　　達彦
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外17番地　南丘荘１号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字亦窪12番地３
債務者　神子沢寿男
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
茨城県つくば市島名2483番地　諏訪Ｃ12街区18　アデニウムつくば万博記念公園1401号
債務者　羽太　順子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２３号
茨城県つくば市上郷1942番地７　つくば西テラスハウス３－Ａ、前住所茨城県筑西市宮後386番地１
債務者　五十嵐　誠
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
富山県高岡市野村402番地７
債務者　大野木雅隆
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１８７７号
名古屋市西区市場木町259番地　メゾン・ド・シェリー306号
債務者　濱口　武宏
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６７号
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目162番地　レオネクストアミ107、従前の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目501番地
債務者　横井　　准
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９８号
兵庫県加古川市平岡町新在家２丁目277番地の８　第２サンライフ４Ｆ
債務者　清水　博之
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５０９号
兵庫県加古川市平岡町中野249番地の１
債務者　山下　尚宏
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部